● 高齢者医療 ● ● ●

平成20年4月から 新たな医療制度（後期高齢者医療）が始まります

● ● ● ●

現在、老人保健制度で医療を受けている人は、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、平成二十年四月から新たに創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

その制度の概要についてお知らせします。

問 保険給付課 ☎㉓6051

運営するのは？

都道府県単位で、すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営します。宮城県では、平成十九年二月八日に「宮城県後期高齢者医療広域連合」が設立されました。この広域連合は保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行います。

＊広域連合　一部事務組合と並ぶ地方自治法上の「地方公共団体の組合」の一つ。

対象となる人は？

平成二十年四月一日時点で広域連合の区域内（県内）に住む七十五歳以上の人及び六十五歳から七十四歳までの一定の障害状態にある人です。これまで健康保険組合や船員保険、共済組合などの被扶養者だった人もこの制度の対象者（被保険者）になります。

自己負担（患者負担）は？

医療費の自己負担は一割（現役並み所得者は三割）です。入院の医療費については現行の老人保健制度同様、医療機関での支払いを自己負担限度額までとします。また、医療保険及び介護保険の自己負担合算額が高額となった場合に負担を軽減する仕組みを設けます。

保険料はどのようになりますか？

原則として、県内均一の保険料が定められ、この制度の対象となる人から市町村が徴収します。保険料は平成十九年十一月をめどに定められます。

保険料の納付方法は？

保険料の納付方法は、原則として年金から天引きされます。ただし、年金額が十八万円未満の人や、介護保険料との合算額が年金受給額の二分の一を超える人は、市町村に直接納付していただきます。

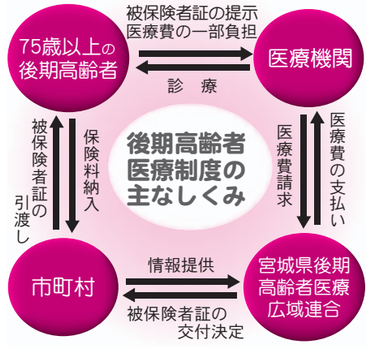

● 福祉 ● ● ●

大崎市災害時要援護者台帳に登録をお願いします

● ● ● ●

災害時要援護者避難支援マニュアルとは？

近い将来、高い確率で発生が予想される宮城県沖地震を含む災害に際し、**災害時要援護者**の生命の危険を回避するため、地域全体と行政で支援をするものです。

具体的には、地域の防災組織や地区民生委員・児童委員へ**災害時要援護者**の名簿を事前に提供し、災害時に地域全体で登録者の安否確認を行えるようにするものです。

災害時要援護者とは次に掲げる人のうち、『手上げ方式』により要援護者台帳に登録した人を言います。

「手上げ方式」による登録

自ら災害時要援護者台帳に登録を希望する人から情報を収集する方式です。

①自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知することができない、または困難な人

②自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な人

③危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な人

④危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な人

具体的には、介護保険要介護三以上の人、身体障害者手帳一、二級及び療育手帳A等の所持者で常時同居している家族のいない人、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯、認知証の人、乳幼児や低学年児童を抱える母子・父子家庭などです。

登録の仕方

社会福祉課、各総合支所保健福祉課、各地区民生委員・児童委員に登録申請用紙を備え付けています。登録を希望する人は申し込みをお願いします。登録時には印鑑が必要です。

＊**個人情報の取り扱いについて**

登録にあたり記載いただいた個人情報は「災害時要援護者避難支援マニュアル」以外の目的では使用しませんが、災害時の安否確認などの都合上、地域の防災組織や地区民生委員・児童委員には事前に情報を提供します。

問 社会福祉課地域福祉係 ☎㉓6012

各総合支所保健福祉課

松山 ☎㊺5020

三本木 ☎㊷2114

鹿島台 ☎㊻9029

岩出山 ☎㉒1214

鳴子 ☎㉒3131

田尻 ☎㊳1155

各地区民生委員・児童委員

● 観光 ● ● ●

仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが始まります

● ● ● ●

平成二十年十月から十二月の三か月間、宮城県をはじめ県内すべての自治体とJR六社が連携し、全国に向けて「みやぎ」を重点的にPRし、たくさんの人たちに「みやぎ」を訪れていただく一大キャンペーン「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が実施されます。

また、今年十月から十二月の三か月間はプレデスティネーションキャンペーンが実施されます。

問 デスティネーションキャンペーン推進室（商工観光課内）☎㉓7097

究極の目的

デスティネーションキャンペーンは目的ではなく、きっかけ的要素が強いものです。市がキャンペーンを強く推進していく理由は、観光客などの交流人口を増やして各地域を活性化することはもちろんですが、観光商工業従事者ばかりでなく、多くの市民が「観光（交流）」に目を向け、行政と市民が一丸となり、訪れる人たちを「おもてなしの心」でお迎えし、また訪れたいと思っていただけるような「大崎市ファン」を一人でも多く増やすことです。

大崎市ファン（観光客）が増加することで経済が活性化し「地域が豊かになる」「大崎市が豊かな自治体となる」「宮城が豊かな県になる」、そして、潤った予算（お金）を、教育福祉などの住みよい環境整備に充てることができる。その結果として、他の地域に誇れる大崎市にしていくということが究極の目的です。

「大崎市ファン」を増やすために

市では、このキャンペーンを契機に、大崎市の魅力を全国へ向けて発信し、多くの人たちに訪れてほしいと考えています。また、昨年十一月にはデスティネーションキャンペーン推進室を立ち上げ、現在、各種団体の皆さんと一緒に本格的準備の基礎づくりを行っています。

一人でも多くの「大崎市ファン」を増やすため、皆さんのご協力をお願いします。

みんなで「大崎市」を全国に発信しよう！

ディスティネーションキャンペーン推進室からのお願い

① 担当者に地域のいろいろな情報を教えてください。
② 市民皆さんのお力やお知恵をいろいろな形で貸してください。
③ 地域の宝（歴史、文化、伝統、景観、食材など）をもう一度見直して大切にしてください。
④ 大崎の良いところ（自然、文化、食べ物など）を全国の知り合いなどに、ぜひ教えてください。
⑤「観光客」に気さくに「こんにちは」などの声をかけてください（地域の人と同じように）。

第25回 古川公民館まつり

日時　3月10日㈯、11日㈰
会場　古川公民館・友和館

10日㈯

生涯学習講演会
10:15 ～ 11:45

「困難も笑いで乗り越えて」
なべおさみ さん
（タレント）

フレッシュスポーツ発表会
13:00 ～ 16:00
自彊（じきょう）術、骨格体操、太極拳、3B体操、フラダンス、よさこい、レクダンス、フォークダンス

ダンスパーティー
16:30 ～ 20:30

お茶席　グループ山吹
10日㈯　12:00 ～ 16:00
1席100円

軽食休憩
10日㈯　11:45 ～ 14:30
11日㈰　10:00 ～ 14:30
おにぎり、とん汁、焼きそばなど

11日㈰

ふれあい音楽会
9:30 ～ 15:30

第1部　洋楽の部
マンドリン、コーラス、ハーモニカ、ハンドベルなど

第2部　邦楽の部
大正琴、詩吟、三味線、民謡、尺八、ゴスペルなど

特別ゲスト　15:35 ～ 15:55
高八卦（たかはっけ）　ちえこさん
（コロンビアレコード専属）

展示コーナー
公民館で活動している団体やサークルの作品を展示します。
10日㈯　12:00 ～ 17:00
11日㈰　9:00 ～ 16:00
生け花、フラワーアレンジメント、写真、バッチワーク、木彫り、木目込み人形、水墨画、盆栽、俳句、手芸、書道、きり絵、編み物、カントリードール、ちぎり絵、アートリュミエール、絵画、川柳、サークル活動紹介

体験コーナー　申し込みは3月1日㈭からパソコン体験は当日受付

▶**パソコン体験**
①パソコンで何ができる？メール・インターネット
10日㈯　13:00 ～ 15:00
11日㈰　10:00 ～ 12:00、13:00 ～ 15:00
②パソコン学習・相談コーナー
10日㈯　13:00 ～ 17:00

▶**パソコンでカレンダー作り**
11日㈰　10:00 ～ 12:00、13:00 ～ 15:00
材料費：400円、定員：各8人

▶**フラワーアレンジメント**　ミニアレンジメント
10日㈯　13:00 ～ 15:00
11日㈰　12:00 ～ 15:00
材料費：500円、定員：各10人

▶**きり絵教室**
11日㈰　13:00 ～ 15:00
材料費：100円、定員：8人

▶**カントリードール**　ミニドールのオーナメント
11日㈰　13:00 ～ 16:00
材料費：500円、定員：20人

▶**バッチワーク**　携帯電話（小物）入れ
11日㈰　9:30 ～ 12:00
材料費：500円、定員：20人

▶**ビーズアクセサリー**　ネックレス
11日㈰　10:00 ～ 12:00
材料費：800円、定員：20人

▶**アートリュミエール**　フィルムステンド
10日㈯・11日㈰　13:00 ～ 15:00
材料費：ミラー500円、額縁800円
定員：各30人

問 古川公民館 ☎22-3001